

## ●出願資格

本専攻に出願する者(グラーツ大学又はライプツヒ大学をホーム大学とする学生を含む)は、次のいずれかの項目に該当又は2024年9月30日までに取得見込みである必要があります。

※出願資格 9 又は 10 により出願しようとする者は、事前審査を行いますので、出願前に国際協力学系支援室に確認してください。

1. 日本の大学を卒業した者
2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 104 条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
5. 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
6. 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
7. 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること)で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者
8. 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
9. 学校教育法第 102 条第2項の規定により大学院に入学した者で、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
10. 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの